平成２１年（フ）第２３５号
鳥取県米子市大崎2060番地
債務者　松本美知子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５５号
鳥取県境港市浜ノ町60番地８カーサ・ソル・アサヒ102号
債務者　渡邉　宏道
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６５号
鳥取県米子市吉岡65番地24
債務者　加藤　才兒
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７３号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅18棟185号
債務者　日隈　文子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７６号
福岡県飯塚市目尾504番地36
債務者　中村　琴美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１９２号
福岡県飯塚市南尾130番地６、前住所福岡県飯塚市南尾170番地２
債務者　森田　彩子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４０７号
北九州市八幡西区上香月３丁目２番13号
債務者　古賀　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９９号
福岡県田川郡糸田町3119番地１
債務者　江島　幹晴
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１００号
福岡県田川郡糸田町3119番地１
債務者　江島眞理子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５３号
長崎県五島市吉田町1406番地１
債務者　石谷　　瞳
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第７６０号
大分市中島東２丁目３番７号　パールシャトウ中島707
債務者　川口　菊香
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８０号
大分市大字片島644番地
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０７号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田3128番地51
債務者　岩元　和美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
鹿児島県伊佐市菱刈徳辺1818番地
債務者　山下　里志
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
北海道岩見沢市幌向南１条５丁目399番地４
債務者　蛯沢　秀美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７９号
北海道岩見沢市南町８条５丁目７番５号　コーポ松井103号室、住民票上の住所北海道岩見沢市北村栄町3514番地
債務者　小林　ミカ
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３７号
北海道夕張郡長沼町銀座南１丁目３番19号
債務者　古川　幸男
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部